

農業委員会だより

発行：編集

岩手町農業委員会

令和5年3月31日発行

電話 62-2111

FAX 62-3589



内容

- ◆家族経営協定調印式
- ◆農地パトロール・農地のあっせん相談
- ◆総会案件の概要・農地集積・集約化の推進
- ◆農業委員・最適化推進委員を募集しています
- ◆農業者年金をご存じですか



家族経営協定調印式が3月23日岩手町役場で開催され、6組の家族（新規3組・再協定3組）が協定を結びました。

調印式は、農業委員等が見守る中、吉田和彦副町長、田野島義人八幡平農業改良普及センター所長、松本良子農業委員会会長立ち合いのもと行われました。

参加した6組の家族は、ゆとりあるより良い生活を確立することを目的に、これからの経営目標や役割分担、休息时间、休日など、話し合った内容について確認し合いながら協定し、これにより町内の家族経営協定の締結数は99組となりました。家族みんなが経営について共通認識をもって、お互いに働きやすい環境をつくっていこうと決意を新たにしました。

4年度の活動報告

(1) 7月20日「農地の日」の活動

■農地利用状況調査（農地パトロール）実施

岩手町農業委員会は7月20日、「農地の日」の県下一斉活動の一環として事前にそれぞれの担当委員が事前調査した情報をもとに、遊休農地や耕作放棄地の早期発見と防止を目的とした「農地利用状況調査」を行いました。

今年は昨年の調査規模を上回る、約14ヘクタール（103筆）の農地の状況を確認し、それぞれの地権者へ今後の農地の利用意向を聞き取りする事により農地の活性化と有効利用を図っています。



農地パトロール出発式の様子



農地パトロール実施状況

(2) 農地のあっせん相談

農業委員会では、農地を売りたい（貸したい）人と買いたい（借りたい）人の仲介を行っています。経営規模の拡大や新規就農を検討している方、相続により農地を取得したが農業を行っていない・遠方在住のため管理出来ない等、様々な理由により所有している農地を手放したい、耕作が困難な方はその農地が遊休農地となってしまう前に一度ご相談ください。

(3) 令和4年度農業委員会総会議決の概要

| 項目 | 件数 | 項目 | 件数 |
|----------|----|----------------------|-----|
| 農地法第3条許可 | 20 | 農地利用集積計画 (利用権設定) | 180 |
| 農地法第4条許可 | 1 | 贈与税等納税猶予 届出に係る証明 | 14 |
| 農地法第5条許可 | 15 | 農作業賃金の決定 | 1 |
| 農地法適用外証明 | 22 | 農業振興地域整備 計画に対する意見 | 1 |
| 転用の例外 | 12 | | |

農地の貸借・売買・転用は 許可が必要です

- 農地を貸借・売買する場合は農業委員会の許可が必要です。また、農地以外に利用（転用）する場合、県知事の許可が必要となります。
- 申請受付期間は、毎月1日から10日までです。
- 未相続の農地について、相続人の過半以上の同意があれば農業委員会を通じて貸借できます。
申請については、農業委員会までご相談ください。

(4) 農地集積・集約化の推進

岩手県農業公社（農地中間管理機構）を介して、貸したい人と借りたい人の貸借を行う農地中間管理事業（農地バンク事業）について、4年度は二つの地区で担い手である地域の農業者と所有者との意向を確認し、貸借の手続きを進めました。

今後も農地の有効活用を図るため、図面を活用し話し合いながら農地の集積・集約化を推進します。

◇土川・新田・下鴨沢一部地区 集積率 43.34%

◇大渡・太布・丸泉寺地区 集積率 32.96%



農業委員会からのお知らせ

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集しています

現委員の任期が令和5年7月19日に満了することに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集しております。

■募集期間 令和5年4月26日（水）まで

■募集人数 農業委員 10人

農地利用最適化推進委員 16人

*農地利用最適化推進委員は、区域ごとに募集

■任期 令和5年7月20日～令和8年7月19日

■推薦を受ける者及び応募する者の資格

| | |
|-------------|--|
| 農業委員 | 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方 |
| 農地利用最適化推進委員 | 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方 |

■推薦・応募の手続き

規定の様式に必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局に提出してください。

推薦様式・応募様式は農業委員会事務局窓口に設置しているほか、岩手町ホームページからダウンロードできます。

(2) 農地に関する相談は農業委員・推進委員へ

農地に関するお悩みごとなど、農業委員、または担当区域の推進委員にお気軽にご相談ください。

欠員が生じた水堀区域の農地利用最適化推進委員に、新たに早坂浩美さん（尾呂部）が令和4年8月23日付けで就任しました。任期は令和5年7月19日までです。

(3) 農地を相続したら農業委員会への届出が必要です

相続をしたら、農地の場合は農地が所属する農業委員会への届出が必要です。

相続を知った日から10カ月以内に届出をすることが義務付けられています。

また、令和6年4月から相続登記が義務化され、正当な理由なく3年以内に相続登記をせず放置した場合は罰則がありますので、必ず農業委員会へ届出をお願いします。

(4) 農業者年金をご存じですか？

あなたの老後への備えは十分ですか。

高齢農家の家計費は夫婦二人で月額約24万円必要です。

国民年金の不足分を農業者年金でカバーしましょう。

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入することができます。



**国民年金
第1号被保険者**

*納付免除者を除く

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

*60～65歳未満の国民年金
任意加入者もOK

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（保険料月額400円）加入が必要です。

※2 農業者年金は、国民年金基金（旧みどり年金を含む）および個人型確定拠出年金（イデコ）と重複加入できません。

※3 国民年金の任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として国民年金に任意で加入している方をいいます。

■農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者だけが加入できる農業者年金は、会社員並みの年金となるよう国民年金に上乘せする公的年金です。
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強く、老後に備えられる年金です。
- 3 保険料の額は自由（月額2万円～6万7千円 千円単位）に決められ、随時見直すこともできます。ただし、政策支援を受けている期間は月額2万円の定額です。
令和4年1月から、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は月額1万円からでも加入できるようになりました。
- 4 終身年金で、仮に80歳前に亡くなられた場合は遺族へ死亡一時金が支払われます。
- 5 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、節税効果が得られます。
- 6 認定農業者で青色申告者など一定の要件を満たす担い手には、保険料の国庫補助制度があります。

■メリット1 女性に優しい

「終身年金」で女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。

■メリット2 若年層に手厚い政策支援（保険料の国庫補助）

農業者年金の加入要件に加え、39歳までに加入、農業所得が900万円以下、認定農業者で青色申告者等、要件を満たせば政策支援を受けられます。

■メリット3 税制面で大きな優遇

支払った農業者年金の保険料は、同一生計の家族分を含めた全額が社会保険料控除の対象になり、大きな節税効果が得られます。

「全国農業新聞」購読はじめてみませんか。



地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヵ月700円
- 申込 農業委員会事務局または農業委員へ

農政の動きを知り経営に役立てる！
週刊でお届けする

「全国農業新聞」

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。